

返戻金について

当社の紹介により採用された求職者が入社後、自己の責めに帰すべき事由又は一身上の都合により退職した場合、当社は受領した紹介手数料を下記で算出した金額を求人者に返戻いたします。

- ① 採用内定日から起算して1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の80%の返戻
- ② 採用内定日から起算して3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%の返戻
- ③ 採用内定日から起算して6ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の10%の返戻
- ④ 採用内定日から起算して6ヶ月を超えて退職した場合、返戻なし

その他の条件

- 1. 返戻手続きにおいて、退職の経緯について詳細な説明を求める場合があります。
- 2. 返戻は、退職日から起算して30日以内に申請してください。

但し、どのような事由又は都合においても、求職者への処遇等が採用決定時の労働契約内容と著しく異なっていた等、各種労働関連法令に違反していることが退職の原因である場合には、紹介手数料は返戻しないこととする。

許可番号	40-ユ-301489
事業所名称	有料職業紹介ドリームゲート